

第 6268 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月27日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 定期保険を通達改正後に転換した場合

**Q**：定期保険の取扱いが変わりましたが、改正前に契約した定期保険を転換した場合は、どのような取扱いになりますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

通達改正前に契約した定期保険等を、適用日後に転換、払済保険への変更、契約の更新、保険給付のある特約を付加した場合は、次のように取り扱われます。

#### ① 転換、払済保険への変更

契約の転換は、既契約の保険契約を新たな契約に切り替えるものですから、改正通達の適用日前に契約した定期保険等を改正通達の適用日後に転換した場合は、改正後の取扱いが適用されることとなります。払済保険へ変更した場合も同様です。

#### ② 契約の更新

契約の更新も転換等と同じく、既契約の保険契約を新たな契約に切り替えるものですから、改正通達の適用日前に契約した定期保険等を改正通達の適用日後に更新した場合は、改正後の取扱いによるものが相当と考えられますが、契約の更新は、自動更新される場合が多く、契約者にとっては新たな保険に加入したとの認識もないことから、保障内容に変更のない自動更新については、改正前の取扱いによることが認められています。

#### ③ 保険給付のある特約の付加

同様に、改正通達の適用日後に保険給付のある特約を付加した場合は、改正後の取扱いを適用することになります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

